

川原小学校いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の人権を侵害する行為であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に影響を与えるのみならず、人の命に関わる重大な問題です。

したがって、いじめの防止等の対策には、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識をもち、学校、家庭、地域、教育委員会、その他生徒の教育に関わる全ての者が連携し、いじめの問題を克服することを目指して行われなければなりません。

本校では、学校が全ての児童にとって安心・安全で、楽しく充実していると実感できる「心の居場所」となるよう指導体制の充実を図り、家庭や地域等と連携して、いじめの防止等に取り組みます。

さらに、児童自らが、いじめの問題を自分たちの問題として捉えることが大切であり、児童会によるいじめの防止等の主体的な取組を積極的に推進します。

2 いじめの防止等の対策

(1) いじめの未然防止

いじめはどの児童にも起こり得るという意識をもち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を行います。

教師の適切な指導の下、児童の自主性を重んじ、いじめを自分たちの問題として捉え、いじめを生まないようにするための主体的な取組を支援し、児童一人一人のよさが発揮され、互いに支え合い、認め合う望ましい人間関係を育てます。

①児童理解と環境づくり

- ・いじめに関する校内研修、「人権意識チェック表」等を活用し、教職員自らが人権意識を高めるよう努めます。
- ・基本的な生活習慣と学習規律の徹底を図ります。
- ・規範意識を高め、「子供たちが安心して過ごせる学校」を目指します。
- ・ソーシャルスキルトレーニング等を取り入れ、人と関わったりコミュニケーションを図ったりする能力を高め、好ましい人間関係を育てます。

②自尊心を育み、互いを思いやる豊かな心の育成

○「いのちの教育」の推進

- ・道徳の授業を要とし、全教育活動を通して「いのちの教育」の充実を図ります。
- ・一人一人が活躍できる場を多く設定し、がんばりや成果を認め、自分のよさに気付くことができるよう努めます。
- ・地域の方々への感謝の思いを伝える集会、「土曜こども教室」等を通して、地域への愛着を高め、その一員としての自覚と感謝の心を育てます。

○児童が主体となる取組の充実

- ・「あいさつ運動」、「なかよし清掃」、異学年との交流集会等、児童会主催のイベントを充実させ、豊かな人間関係を育てます。
- ・「あったかハート運動」の企画や「あったかハートカード」の掲示、ボランティア活動等を通して、思いやりの輪を広げるよう努めます。
- ・代表委員会や学級活動でメディアの利用における問題点を話し合う機会を設け、児童が主体的につくった約束を守ることで、ネットトラブルの予防への意識を高めます。

③家庭や地域等との連携

- ・学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得るよう努めます。
- ・PTAや学校評議員会等と協力して、地域ぐるみのいじめ防止対策を進めます。
- ・ネットいじめを防止するため、SNSの適切な利用方法を含む情報モラル教育を計画的に進めるとともに、ネットの危険性について理解を深める保護者への啓発活動を行います。
- ・中学校やPTA、地域と連携した挨拶運動を実施します。

(2) いじめの早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からチームを組んで的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知します。

①日常的な観察

- ・休み時間や昼休み、放課後に、各学年で担当を決めて校舎内を巡回します。授業時は、担任が早めに教室等へ行きます。
- ・児童との会話や普段の授業等から情報を集め、教職員間で情報の共有に努めます。ま

た、迅速な報告・連絡・相談に努めます。

②アンケート調査

- ・児童や保護者を対象のいじめ実態調査を定期的実施します。
- ・人権教育を進めるため「生活振り返りカード」を各学級で適時活用します。

③教育相談

- ・児童全員へ定期的な個人面談を実施します。(年3回)
- ・保護者や地域からの情報を得るため「いじめ相談窓口」を周知します。

(3) いじめへの対処

いじめを発見した場合や通報を受けた場合、直ちにいじめを受けた児童の安全を確保し、いじめ対策委員会において組織的な対応を行います。

また、必要に応じて教育委員会や関係機関等と連携して対応します。

①いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に受け止めしっかりと話を聞きます。
- ・いじめられた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保します。
- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちに、いじめ対策委員会で情報を共有します。
- ・いじめ対策委員会が中心となり、役割分担して速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実確認を行います。
- ・事実確認の結果は、教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡します。
- ・犯罪行為として取り扱われる可能性のある事案については、警察に相談又は通報し、連携して対応します。

②いじめられた児童及びその保護者への支援

- ・必要に応じて関係機関等とも連携し、いじめられた児童の心のケアや保護者への支援を行います。
- ・いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、環境を整えます。

③いじめた児童への指導及びその保護者への助言

- ・いじめがあったことが確認された場合、いじめられた児童やその保護者への謝罪、いじめた児童への指導等について、保護者と連携して適切に対応します。
- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- ・いじめた児童が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、必要に応じて関係機関等とも連携し、当該児童の健全な人格の発達に配慮した対応を行います。

④いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせます。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導します。
- ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。

⑤ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、当該児童に指導するとともにその保護者に連絡し、直ちに削除させます。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に相談し、連携した対応をとります。

(4) いじめの再発防止

同じ児童が被害者となるいじめが再発したり、いじめのターゲットが変わっていじめが続いたりすることを防ぎます。

また、事案について検証し、同様の事案が発生しないよう必要な対策を講じます。

①児童の見守り

- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行います。
- ・児童の変化を定期的確認・検証します。必要に応じて支援策を修正し、支援を継続して行います。

②再発防止の取組

- ・互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることを指導等の充実に努めます。
- ・特別の教科道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行います。

3 いじめ対策委員会

(1) 構成員

・「校内委員会」は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、その他関係する教職員によって組織します。

※ 必要に応じて、学校評議員、地域の代表者、関係機関や関係諸団体の代表者（社会福祉協議会、青少年補導委員会、保護司会）、PTA代表者等を交えた「拡大委員会」を実施します。

(2) 役割

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、見直し
- ・教職員の情報交換といじめの現状に関する研修と意識啓発（校内研修等）
- ・児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の相談窓口
- ・いじめ事案の調査と対応

4 年間計画

月	取組	月	取組
4 ・ 5 ・ 6	・校内研修（共通理解） ・「入学おめでとう集会」 ・交流活動（1・2年）	10	・学校安全パトロール隊感謝の集い ・児童会「あったか言葉使おうウィーク」 ・交流活動（1・2年）
	・アンケート調査	11	・教育相談（全員面談） ・あいさつ週間
	・教育相談（全員面談） ・児童会「あったかハート運動」 ・拡大委員会 ・合同あいさつ運動 ・あいさつ週間	12	・アンケート調査 ・人権週間
7	・アンケート調査 ・交流活動（1・6年）	1	・アンケート調査 ・交流活動（3・4年）
8	・校内研修（事例研修）	2	・教育相談（全員面談） ・拡大委員会
9	・アンケート調査	3	・卒業を祝う会 ・交流活動（5・6年） ・学校評価の結果集計、考察 ・アンケート調査

※ 校内委員会は毎月定期的に、また臨時に実施します。

拡大委員会は、年2回、また臨時に実施します。

5 評価と改善

- ・学校評価にいじめ防止対策に関する項目を設け、評価を行います。
- ・「いじめの問題への取組についてのチェックポイント(学校用)」を活用し、学校の取組について評価し、改善を図ります。
- ・いじめ防止基本方針に基づく取組については、いじめ対策委員会において協議し、必要に応じて適宜見直しを行います。

(体制図)

